

令和5年度里塚斎場整備手法検討業務
公募型企画競争 提案説明書

令和5年4月
札幌市保健福祉局保健所施設管理課

1 業務名

令和5年度里塚斎場整備手法検討業務

2 業務の目的

施設の老朽化や構造上の不具合が生じている里塚斎場について、令和2年度に実施した「山口斎場・里塚斎場における PPP/PFI 導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務」（以下、「R2年度調査」という。）の報告結果（別紙1）に基づいて、里塚斎場の再整備に向けた基本事項を整理するとともに、R2年度調査結果を更に掘り下げて比較・検証し最適な整備手法を選定した上で、事業方式や概算事業費、スケジュール等を取りまとめた今後の整備に関する基本方針の策定を目的とする。

3 里塚斎場の諸元

階数	火葬棟：地上2階、地下1階 待合棟：地上2階
構造	火葬棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 待合棟：鉄筋コンクリート造
運営形態	直営
新築（着工）	昭和57年（1982年）8月
新築（しゅん工）	昭和59年（1984年）6月
新築（供用開始）	昭和59年（1984年）7月
大規模改修（着工）	平成19年（2007年）6月
大規模改修（しゅん工）	平成21年（2009年）3月
大規模改修（供用開始）	平成21年（2009年）4月
敷地面積	23,970 m ²
建築面積	6,108 m ²
延床面積	8,560 m ² （火葬棟 5,085 m ² 、待合棟 3,475 m ² ）
火葬炉	火葬炉数：30基（うち1基は大型炉） 焼却炉数：1基（胞衣産わい物等焼却用） 方式：強制排気・台車方式 構造：耐火レンガ組積セラミックファイバー貼 制御：自動制御 燃料：白灯油 環境保全設備：再燃焼炉、サイクロン集塵機、排ガス冷却方式（水噴霧＋空気冷却）
告別室	2室 140 m ²
収骨室	8室 256 m ²

待合室	30室 1,200 m ²	
霊安室	1室 最大3体	
待合ホール	197 m ²	
駐車場	3,000 m ² (バス 32 台、乗用車 60 台、身障者用 3 台)	
その他の設備	機械系	冷暖房、空調換気、給油、自動制御、給水、排水、給湯、衛生、消火、厨房、昇降機設備
	電気系	受変電、直流電源、発電、動力、電灯、構内交換、拡声、誘導支援、呼出し、テレビ共同受信、監視カメラ、火災報知、中央監視、火葬状況監視モニター、融雪、外灯設備

4 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争（プロポーザル）により選定された契約候補者との随意契約

(2) 告示日

令和5年（2023年）4月24日（月）

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）12月27日（水）まで

5 業務内容

別添「令和5年度里塚斎場整備手法検討業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり。

6 予算規模（契約限度額）

17,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 企画提案を求める項目

(1) 過去の業務実績

斎場（火葬場）整備に係る基本構想や計画策定業務、PPP/PFI 導入可能性調査、PPP/PFI のアドバイザー業務、その他 PPP/PFI 及び公共施設の建替え等の整備に関する調査・検討業務の実績を示すこと。

(2) 業務計画案

本業務に携わる業務従事者の実績、業務における調査・検討方法、業務執行体制及びスケジュール等を示すこと。また、そのような提案とした理由について記載すること。

(3) 整備手法等の検討・作成支援

札幌市内2斎場の現状と課題やR2年度調査結果などを精査した上で、他都市における斎場（火葬場）の建替え等を含む整備手法について、本業務の参考となる事例を

数例示すとともに、その特徴や課題、対応策等について考えを示すこと。また、それら参考事例等を踏まえて里塚斎場の整備手法、事業スキーム及び基本方針等の検討・作成をどのように行うか考えを示すこと。さらに、施設規模の検討に当たって、火葬場予約システム及び友引開場による火葬件数の平準化効果の調査・検討方法等について考えを示すこと。

(4) 業務の進行における重要な事項

本業務を的確かつ円滑に進めるために特に重要な事項を示し、どのような点に注意して調査・検討を進めるべきか、そのポイント及び解決策について示すこと。

(5) 業務内容に含まれない独自提案

業務仕様書に示す内容以外に調査・検討すべき事項や付加できる事柄について、その理由を付して提案すること。

8 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

9 選定方法

提出された企画提案書及びヒアリングを基に「令和5年度里塚斎場整備手法検討業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）の審査において、別紙「提案を求める項目と評価項目・評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については「8 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、「提案を求める項目と評価項目・評価基準表」の評価項目「(1) 過去の業務実績」及び「(2) 業務計画案」に基づき評価を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に書面により通知する。

エ 一次審査の通過者数は3者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案者に対し、企画提案書に基づくヒアリングを実施する。なお、状況によっては、オンライン方式や人数を限定しての実施となる場合もある。

イ 出席者は業務処理責任者を含む最大3人までとする。

ウ ヒアリングは1事業者当たり約30分（提案説明10分、質疑20分）を想定し、順次個別に行う（二次審査の対象者数等により、1事業者当たりのヒアリング時間は変更する可能性がある）。

エ 二次審査においては、「提案を求める項目と評価項目・評価基準表」のすべての評価項目に基づき実施委員会が評価（以下「採点」という。）を行う。

オ 企画提案者が1者の場合でも、最低基準点を超過している場合は、入選者として選定する。最低基準点は総合得点（満点）の6割とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

カ 実施委員会による採点と同点の場合、委員全員の協議により入選者を選定する。

(3) 契約候補者の選定

原則として入選者を契約候補者とし、その手続きについては、札幌市契約規則による。契約候補者と札幌市との間で、業務仕様書及び企画提案内容を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約候補者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結する。

なお、契約候補者との交渉が不調に終わった場合や、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合は、委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 選定結果の通知方法

選定の結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

10 参加手続きに関する事項

(1) 企画提案実施に係るスケジュール（予定）

手続き	日程
企画提案の公募開始	令和5年4月24日（月）
質問書の提出期限	令和5年5月2日（火）17時まで（必着）
参加意向申出書の提出期限	令和5年5月12日（金）17時まで（必着）
企画提案書等提出期限	令和5年5月29日（月）17時まで（必着）
参加資格の確認及び一次審査（書類審査）	令和5年6月7日（水）
二次審査（ヒアリング）	令和5年6月20日（火）
契約候補者への通知、契約締結	令和5年6月下旬

(2) 提出書類

下記の提出書類について、提出書類①は、正本1部を提出期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること。提出書類②～④については、同じ綴りで各10部（正本1部、副本9部）並びにPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を、提出期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること。

なお、持参での提出については、期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までとし、提出後の差換え、変更、再提出及び返却には応じない。

提出書類	備考	提出期限
①参加意向申出書	・様式1 ・期限までに提出されなかった場合は、企画提案書の提出を認めない。	令和5年5月12日（金） 17時まで（必着）
②企画提案書	・自由様式 ・A3（左綴じ）、表紙を除き3ページ以内、片面印刷、インデックス等は付さない ・表紙はA4とし、会社名、会社所在地、代表者職・氏名を記載 ・表紙を除きページの通し番号を付すこと ・正本はホチキス留めし、社印を押印 ・副本はクリップ留め	令和5年5月29日（月） 17時まで（必着）
③業務従事者（再委託）	・様式2 ・再委託を行う場合のみ提出すること ・1事業者につき1枚作成すること	令和5年5月29日（月） 17時まで（必着）
④参考見積書	・自由様式（ただし、A4） ・見積の根拠や業務ごとの内訳金額、人工について記載すること	令和5年5月29日（月） 17時まで（必着）

(3) 質問の受付及び回答

本業務に係る質問は、提出期限（令和5年5月2日（火）17時）までに質問書（様式3）に記載のうえ原則として電子メールで提出すること。その際の電子メールの件名は「令和5年度里塚斎場整備手法検討業務企画競争に関する質問書」とすること。

なお、提案内容と関連しない項目（参加意向申出書の記載方法等）については電話での質問も認める。

受理した質問書への回答は、原則電子メールにより随時質問者へ送付するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市保健福祉局保健所ホームページ（<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html>）上で公開する。

(4) 無効の取扱い

提出された企画提案書は、次のいずれかに該当する場合には無効とする。

ア 提出された企画提案書に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

- イ 応募資格のない者から企画提案書が提出された場合
- ウ 本提案説明書及び業務仕様書に従って作成されていない場合
- エ ヒアリングの参加要請があったにも関わらず参加しなかった場合
- オ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- カ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

11 関係資料

企画提案書の作成に当たって、下記の本市ホームページにて公開している情報を参考とすること。

- ① 札幌市火葬場・墓地に関する運営計画
<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/kihonkoso/index.html>
- ② 札幌市 PPP/PFI 活用方針
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/pppfi/houshin/index.html>

12 貸与資料等

(1) 提供資料

- 別紙1 令和2年度実施「山口斎場・里塚斎場における PPP/PFI 導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務」の報告結果（概要版）
- 別紙2 比較検討表様式
- 別紙3 B案の建替え利用区域

(2) 貸与資料

- 資料1 令和2年度実施「山口斎場・里塚斎場における PPP/PFI 導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務」の報告結果（本書）
- 資料2 平成19、20年度山口斎場友引開場実績
- 資料3 昭和56、57年度里塚斎場地質調査結果
- 資料4 令和元年度実施「火葬場の予約システムに関する調査検討業務報告書」

(3) 貸与資料に関する規定

- ア 本業務の遂行に当たって、本市が必要と認めたもの及び提案者において必要と認めたもので本市が許可するものを貸与又は提供する。
- イ 貸与又は提供品等は、本業務のみに使用するものとし、提案者の責任において管理しなければならない。
- ウ 貸与受領に当たっては、貸与品を記載した借用書を提出するものとし、本業務の完了等により貸与品が不要となった場合は、速やかに返却届と合わせて返却すること。返却場所は引渡場所と同じとする。
- エ 前項イウにおける必要な書類は、任意の書式とする。

13 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法が本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本提案説明等に定める手続き、方法等を遵守しない者
- (7) 10の(4)により無効となった企画提案書を提出した者

14 参加資格及び評価についての申立て

(1) 参加資格

企画提案者は本企画競争において、参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

(2) 評価

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

15 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他の留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画競争を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争の実施を延期又は取り止めることがある。
- (3) 応募者は、本提案説明書ほか関係書類について疑義がある場合は、上記「10の(3)

質問の受付及び回答」のとおり質問できるが、企画提案書を提出した後にこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 札幌市に提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

17 問い合わせ先（担当部局）

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19

札幌市保健福祉局保健所施設管理課 鷺尾

TEL：011-622-5182 FAX:011-622-7311

電子メールアドレス：kasojo@city.sapporo.jp

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html>